

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第 30 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則  
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成 3 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中オをカとし、エをオとし、同号にエとして次のように加える。

エ 法第 11 条の 3 第 2 項の規定による地位の継承の届出を受理すること。

第 1 条第 3 号に次のように加える。

キ 熊本県理容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 17 号）第 4 条第 1 項第 3 号の規定により理容所以外の場所で業を行うことを承認すること。

第 1 条第 22 号中「昭和 32 年法律第 163 号」の次に「。以下この号において「法」という。」を加え、同号中オをカとし、エをオとし、同号にエとして次のように加える。

エ 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による地位の継承の届出を受理すること。

第 1 条第 22 号に次のように加える。

キ 熊本県美容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 18 号）第 4 条第 1 項第 3 号の規定により美容所以外の場所で業を行うことを承認すること。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第 31 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成 12 年熊本県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中第 2 号を削り、第 3 号中「第 13 号（4）」を「第 12 号（4）」に改め、同号を同表第 2 号とし、同表第 4 号中「第 24 号（3）」を「第 21 号（3）」に改め、同号を同表第 3 号とし、同表第 5 号中「第 26 号（3）」を「第 23 号（3）」に改め、同号を同表第 4 号とし、同表第 6 号中「第 34 号（2）」を「第 31 号（2）」に改め、同号を同表第 5 号とし、同表第 7 号中「第 37 号」を「第 34 号」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表第 8 号中「第 39 号（3）」を「第 36 号（3）」に改め、同号を同表第 7 号とする。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県熊本北部流域下水道事務所設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第 32 号

熊本県熊本北部流域下水道事務所設置規則を廃止する規則  
熊本県熊本北部流域下水道事務所設置規則（昭和 58 年熊本県規則第 28 号）を廃止する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。